

都道府県・政令指定都市名	15 神戸市
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	地域協働局男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	神戸市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 (西 曆) ・ 根 拠	1999年1月25日 根拠: 神戸市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	神戸市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 曆)	2003年7月10日
構 成 員	11 人 (女性 6 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 曆)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月		
名 称	神戸市男女共同参画計画(第5次)		
改定・見直しの予定時期	2026年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	神戸市男女共同参画の推進に関する条例
	公 布 日 (西 曆)	2003年3月27日
	施 行 日 (西 曆)	2003年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 曆)	2013年4月1日
	改 正 内 容	市長の付属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会を置く旨の記述を追加。
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	2023年3月31日
目 標 値	(西暦)	2025 年度まで	40 %		
根 拠	神戸市男女共同参画計画(第5次)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	・地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関 ・行政運営上の参考とするため有識者や市民代表等の参集を求めて個々の委員の意見を聴取し又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めているもの				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(170)うち女性委員を含む審議会等数(132)		
			延総委員等数(2,358)延女性委員等数(722)	女性比率(30.6)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(100)うち女性委員を含む審議会等数(90)		
			延総委員等数(1,731)延女性委員等数(535)	女性比率(30.9)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(226)うち女性委員を含む審議会等数(221)		
			延総委員等数(1,100)延女性委員等数(280)	女性比率(25.5)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(5)		
			延総委員等数(44)延女性委員等数(9)	女性比率(20.5)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	2		
		そ の 他	〔 〕		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女性管理職の内訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	499	60	12.0	35	3	8.6	96	15	15.6	368	42	11.4
	うち一般行政職	402	41	10.2	31	1	3.2	78	9	11.5	293	31	10.6
支庁・地方事務所等	計	501	134	26.7	18	5	27.8	92	10	10.9	391	119	30.4
	うち一般行政職	367	78	21.3	18	5	27.8	69	5	7.2	280	68	24.3
全体	計	1,000	194	19.4	53	8	15.1	188	25	13.3	759	161	21.2
	うち一般行政職	769	119	15.5	49	6	12.2	147	14	9.5	573	99	17.3
再掲	警察関係	0	0										
	教育委員会	27	3	11.1	1	0	0.0	5	0	0.0	21	3	14.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	0	0	0.0	860
	うち一般行政職	0	0	0.0	700	117	16.7
支庁・地方事務所等	計	0	0	0.0	939	308	32.8
	うち一般行政職	0	0	0.0	563	141	25.0
全体	計	0	0		1799	465	25.8
	うち一般行政職	0	0		1263	258	20.4
再掲	警察関係 教育委員会	0	0	0.0	45	7	15.6

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	36	4	11.1	0	0	0.0	33	10	30.3
	うち一般行政職	26	4	15.4	0	0	0.0	26	8	30.8
支庁・地方事務所等	計	45	32	71.1	0	0	0.0	89	46	51.7
	うち一般行政職	40	28	70.0	0	0	0.0	64	37	57.8
全体	計	81	36	44.4	0	0		122	56	45.9
	うち一般行政職	66	32	48.5	0	0		90	45	50.0
再掲	警察関係 教育委員会	0	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○										
課長補佐相当職											
係長相当職	○					○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	0	0	0.0
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	234	95	40.6
うち上級	168	77	45.8
うち一般行政職	135	72	53.3
うち上級	100	64	64.0
うち警察関係			
うち上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	<p>(旧姓使用の範囲)</p> <p>第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)単に氏名が記載された文書等</p> <p>(2)専ら組織内部で使用される文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの</p> <p>(3)職員の権利義務に係る文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの</p> <p>(4)法律等に基づかない文書等、その他所属長が認める軽易なもの</p> <p>2 公権力の行使にかかわる文書、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。</p>
該当部分の条文(本文)	

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)		女性比率(%)	女性比率(%)
32	6	18.8	8	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	神戸市男女共同参画センター		愛称・通称	あすてっぷKOBÉ		
設置年月日(西暦)	2000年3月10日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：650-0016 住 所：兵庫県神戸市中央区橋通3丁目4番3号 電話番号：078-361-6978 FAX番号：078-361-6477 ホームページ：https://astep.city.kobe.lg.jp/					
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：地域協働局男女共同参画課) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：地域協働局男女共同参画課) 指定管理者(名称：) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	6 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	6 人	予算額	2023年度 93,187 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	1. 広報啓発(主な事項：) ○ 2. 講座(主な事項： あすてっぷ講演会、女性のための各種セミナー等) ○ 3. 相談事業(主な事項： 面接相談(こころの悩み、法律、キャリア)、電話相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報ライブラリーの運営) ○ 5. 苦情処理(主な事項： 施設等に関する苦情への対応) ○ 6. 交流促進(主な事項： 市民グループ活動への支援(学習室提供、チラシ配架)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： セミナーの共催) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項： 一時保育付コワーキングスペースの運営等)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等: 2. 無	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容:)	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	68,465	71,206	センター改修、婦人会館、婦人大学を除いたものを合計した額
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0.00008 %	R4度:8,869億円、R5度:8,794億円
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	89	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容: 委託(委任・準委任又は請負との混合契約)に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式)	○

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		○	
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		○	○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○		○	○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目					
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目					
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)					
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)					
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組					
⑩ 短時間正社員制度の導入					
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組					
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)					○
⑬ その他					

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	こうべ女性活躍推進企業認定制度(ミモザ企業認定)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	2	1. 有 2. 無	問17-1 名称
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期		定期の場合 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 . 2. 表彰 . 3. 講座 ・あすてっぶ講演会 市民向けセミナー 企業向けシンポジウム 女性の就労支援講座	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等の講演 講演、情報誌提供等 講演 講演、情報共有、交流会等	100名予定 各回30名程度 50名程度 各回20名程度	10月 通年 未定 通年
4. 相談事業 ・女性のための相談室 働く女性のためのキャリア相談 つながりサポート事業(相談支援 つながりサポート事業(電話相談)	面接相談(こころの悩み、法律)、電話相談 キャリアアップや就職に関する相談 女性による女性のための相談会、生理用品の提供等 神戸市女性をつながり電話相談(週2回)	各回60名程度 各回6名程度	通年 通年 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・情報ライブラリーの運営	男女共同参画に関する図書、行政資料等の収集・提供		通年
6. 苦情処理 ・男女共同参画申出処理制度の運営	男女共同参画に関する市の施策への苦情・提案、人権侵害の相談		通年
7. 交流促進 ・グループ活動支援	登録グループへの学習室の提供、広報支援など		通年
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ . 9. 国際交流・海外派遣事業 . 10. 調査研究 . 11. その他 .			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	神戸市会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	4	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	2		
育児	4		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	4		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	

議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	
規則名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	2
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	3
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規則名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ()
計画、指針名	神戸市地域防災計画
該当部分の規定	共通編 3-4災害対策警戒本部等の設置 3.災害対策本部の組織及び運営 各部の事務分掌一覧 地域協働局:男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組みに関すること(神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む) ※地震津波対策編・風水害対策編にも上記のと同様の記載あり

調査時点コード: 2

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦)(2023年3月31日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	66	9	13.6	
	市町村防災会議(委員のみ)	65	9	13.8	
2	民生委員推薦会	14	7	50.0	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	22	8	36.4	
4	地方社会福祉審議会	26	13	50.0	
5	土地利用審査会				開催時に任命している
6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	5	26.3	
7	公害健康被害認定審査会	9	1	11.1	
8	地方港湾審議会	35	8	22.9	
9	土地区画整理審議会	10	0	0.0	
10	建築審査会	7	2	28.6	
11	開発審査会	7	5	71.4	
12	市町村都市計画審議会	28	5	17.9	
13	介護認定審査会	560	164	29.3	
14	精神医療審査会	15	3	20.0	
15	市町村国民保護協議会	71	8	11.3	
16	地方独立行政法人評価委員会	18	7	38.9	
17	感染症診査協議会	12	2	16.7	
18	市街地再開発審査会	7	0	0.0	権利者又は専門分野において適任者がいなかったため。
19	障害支援区分審査会	130	33	25.4	
20	児童福祉審議会				
21	行政不服審査会	4	1	25.0	
22	23.職員懲戒審査委員会				開催時に任命している
23	24. 指定難病審査会	24	1	4.2	
24	25.予防接種健康被害調査委員会	10	1	10.0	
25	26. 小児慢性特定疾病審査会	6	0	0.0	専門分野において適任者がいなかったため。
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		1,100	283	25.7	
女性委員0の審議会数		3			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	19	3	15.8	
6	固定資産評価審査委員会	9	2	22.2	
合 計		44	9	20.5	
女性委員0の委員会数		1			